平成２７年（フ）第２３５０号
横浜市港南区日野８丁目20番15―804号
債務者　千葉美津子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目６番16号　レオパレス藤沢第３　103
債務者　武井　久男
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２号
横浜市神奈川区栗田谷38―22　ユナイト反町モナリザ205、住民票上の住所横浜市神奈川区片倉５丁目11番48号　ハイツカルテット202号
債務者　竹内　直美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６号
横浜市西区平沼２丁目３番16―503号
債務者　斎藤　弥浩
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９号
横浜市栄区公田町740番地　７棟502号
債務者　首藤寿美子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８号
横浜市南区白妙町３丁目34番地４　パーク・ノヴァ横浜阪東橋弐番館1005
債務者　森作久美子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８３号
静岡市駿河区高松２丁目29番21号　ベリーハウス201号
債務者　小久保喜久代
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１４号
静岡市駿河区池田1093番地の２　ユアーズＦ102号
債務者　深澤　一成
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１号
静岡市葵区南沼上２丁目１番Ｅ―302号
債務者　望月　英之
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地２―803
債務者　村松　謹子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７５号
東京都日野市神明３丁目16番地の１ハイツタジマ101
債務者　江崎ひろみ
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５７９号
静岡県磐田市掛塚2978番地２
債務者　牧野　京子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５８２号
静岡県浜松市東区原島町343番地の２　サンハイツフェリカ205号
債務者　鈴木　正雄
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
静岡市駿河区敷地１丁目４番６号　ソレアード敷地102号、旧住所静岡市葵区城東町20番17号
債務者　大石　佳嗣
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３５号
大分県日田市大字十二町792番地１
破産者　株式会社是空野間
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１７２号
沖縄県那覇市字真嘉比81番地１
破産者　株式会社ＡＹＡリフォーム
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部